

地域福祉活動立ち上げ支援助成 実施要項

社会福祉法人 神戸市垂水区社会福祉協議会

1. 目 的

垂水区内で、誰もが暮らしやすい地域を作るため、地域住民が主体となり新たな地域福祉活動を立ち上げることを推進する。

2. 実施主体

この事業の実施主体は神戸市垂水区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）とする。

3. 助成対象団体

垂水区内で活動し、3名以上で構成される団体を対象とする。ただし、地域活動を行う中で、営利活動・布教活動・政治活動を行う団体、暴力団または暴力団と密接な関係がある団体は除く。

4. 助成対象事業

地域の実情に応じて、住民が主体となり新たに立ち上げる以下のような地域福祉活動に助成する。

- (1) 住民同士の助け合い活動
- (2) 高齢者や子どもと保護者、障がい者等、孤立しがちな方々のつどいの場づくり
- (3) 誰もが参加できるつどいの場づくり
- (4) 高齢者や子どもと保護者、障がい者等、孤立しがちな方々を支える支援者のネットワークづくり
- (5) その他、地域において必要とされる福祉活動

5. 助成金額

1 団体、1 事業につき、1 回限り、上限 5 万円。

6. 対象経費

立ち上げ及び事業実施にかかる備品費、賃借料、消耗品費、印刷費、研修費、通信費、会議費、保険料等とする。ただし、申請事業について、他の助成金を受けている場合は重複しない経費のみ対象とする。

7. 助成期間

助成決定日からおおむね 6 か月以内に助成金を執行する。

6. 申請及び決定、送金

- (1) 助成を希望する団体は、申請書（様式 1）及び請求書（様式 2）を区社協に提出する。
- (2) 区社協は申請内容を審査のうえ助成の可否を決定し、助成決定及び送金通知（様式 3）にて通知する。

7. 実績報告及び精算

助成された団体は、助成期間終了後すみやかに、実績報告書（様式4）を提出する。助成金は精算し、余剰金が生じた場合は返還する。

8. 助成金の返還

区社協は、助成金を受けた団体が、次のいずれかに該当すると認めた場合、助成金の一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- （1）虚偽の申請、その他不正な行為により助成金を受けたとき
- （2）助成金を目的外に使用したとき
- （3）その他、当要項に違反したとき

（附則）

この要項は、令和2年6月1日から施行する。